

NTT 岡山スキークラブ規約

第1条（呼称）

当クラブは、NTT岡山スキークラブと称す。（以下「クラブ」という）

第2条（所属及び目的）

クラブは公益財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という）の加盟団体である岡山県スキー連盟（以下「県連」という）に所属しクラブ員相互の親睦と、スキー技術の向上発展に努め、もってクラブ員の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3条（入会資格）

スキー・スノーボードの愛好家で本規約に基づいた活動が可能なものとする。

第4条（役員）

(1) クラブに次の役員を置く

会長	1名
副会長	1名
顧問	若干名
幹事長	1名
マネージャー	正副各1名
教育部長	1名
競技部長	1名
スノーボード部長	1名

(2) 前記役員のほかに、クラブはSAJおよび県連との連携した活動を行うため次の連盟役員を選出する。

- ①クラブ代表者
- ②県連評議員
- ③県連事務担当者

上記役員は、(1)のクラブ役員との重任は、これを妨げない。

(3) 役員の任期は2年とする。

(4) 役員は任期中であっても総会の議決により解任されることがある。

(5) 役員が辞任又は解任されたときは、総会の議決によって後任役員を選出することができる。

(6) 後任役員の任期は前任者の残期間とする。

(7) 役員の重任はこれを妨げない。

第5条（選任）

(1) 役員の選任は総会の議決をもって決定とする。

(2) 会長は前項の規定に係わらず、クラブ運營業務に必要な場合役員会の議決を得て会長推薦幹事等を

選任することができる。

- (3) 会員はクラブ役員に立候補することができる。

第6条（職務）

- (1) 会長はクラブを統括し、代表する。
- (2) 幹事長は、クラブ行事等の企画・活動を統括する
- (3) 幹事長は、会長と共にクラブ運営遂行に従事し、会長不在時はその職務を代行する。
- (4) 教育部長・競技部長・スノーボード部長は、スキー・スノーボード技術向上のための指導・育成を統括する。
- (5) マネージャーは幹事長と共に、クラブ行事等の企画、運営を行う。
- (6) 幹事は、役員と連携しクラブ運営を円滑に遂行する。

第7条（幹事会）

- (1) 幹事会はクラブ役員の全員をもって構成する。なお、役員の数分の2以上（委任状含む）出席をもって成立する。
- (2) 幹事会は、クラブ運営のための議案を作成・立案し、これを総会に付議するものとする。
- (3) 幹事会はクラブ活動に関するいかなる決定権（資格検定受験者の決定を除く）もこれを持たない。
- (4) 幹事会は、幹事長が随時これを招集、自らが議長となる。また、マネージャーがこれを代行することができる。

第8条（総会）

- (1) 総会は春季及び秋季の年2回とする。ただし、幹事会が必要と認めた場合、又はクラブ員の数の2分の1以上から総会に付議すべき事項を示して総会の召集を請求されたときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- (2) すべての議案は、総会の決定をもってこれを有効とする。
- (3) 総会はクラブ員の数の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- (4) 議案の決定は総会出席者の数の3分の2以上（受任者は委任票を有する）をもってこれを決定とする。
- (5) 総会は会長がこれを招集し、自らがその議長となる。また、幹事長がこれを代行することができる。

第9条（会費）

- (1) 会費は部の運営していくための必要最小限の額をクラブ員から徴収するものとし、その額は総会において決定される。
- (2) 会費の納入期限は、当該年度分を8月末までとする。
- (3) 会計年度内にクラブ活動の運営上著しく財源が不足した場合は、会費の臨時徴収をすることができる。

第10条（義務）

- (1) クラブ員は第2条の目的を完遂するため、クラブ行事に積極的に参加しなければならない。
- (2) クラブ員は所定の会費を納期限内に納入しなければならない。

第 11 条（大会参加）

会員は、第 2 条（目的）達成のため、積極的に大会へ参加することとする。

- (1) アルペン競技会の選手選考は、競技部長の推薦により会長承認とする。
- (2) 基礎系競技会の選手選考は、教育部長の推薦により会長承認とする。
- (3) スノーボード競技会の選手選考は、スノーボード部長の推薦により会長承認とする。

第 12 条（級別技能テスト及び資格検定の受検）

会員は、第 2 条（目的）達成のため、各種検定を積極的に受検することとする。なお、技能 1 級まではクラブ責務とし、指導者はその育成に努める。また、資格検定を受験するクラブ員に対し、教育部長・スノーボード部長および各指導員は合格を目的としてその育成に努める。

- (1) 級別技能テストは、教育部長・スノーボード部長の承認とし、該当者は会計規定に定める費用をクラブ負担とする。
- (2) 資格検定は、教育部長・スノーボード部長の推薦により幹事会承認とする。
- (3) 資格受検を希望する者は、春季総会時にその意思を表明しなければならない。

第 13 条（入会）

- (1) 新しく入会しようとするものは、入会届を幹事長を経て会長に提出し、承諾を得る。
- (2) 入会者は、入会しようとする年度の会費を納入した日からクラブ員としての活動を許され、同時に規約の適用を受ける。

第 14 条（家族会員）

- (1) 会員の家族は、家族会員とし入会することができる。家族会員は部費の一部が免除される。
- (2) 有資格者、競技登録者、技術選手権出場者は、家族会員になることができない。
- (3) 家族会員資格の認定は、幹事会を持って決定する。

第 15 条（脱会）

クラブ員が脱会したいときは、脱会届にその理由を付し幹事長を経て会長に届け出る。

第 16 条（除名）

除名は総会の決定によってのみ行われ、除名勧告を受けた者は総会において弁明の機会を与えられるものとする。

- (1) クラブの運営・行事を妨げ、活動を妨害したとき。また、それに類する行為があったとき。
- (2) 正当な理由なくして、納期までに部費を納入しなかったとき。
- (3) クラブの規約に違反し、またクラブ員としての体面を汚すような行為があったとき。
- (4) その他、クラブに対して不都合な行為があったとき。

第 17 条（会計年度）

クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条（附則）

(1) クラブの運営に必要な細則については、総会において決定しこれに従うものとする。

(2) 第 9 条(2)に規定する期日までにクラブ費を納入しなかったときは、SAJ 登録は見送ることとする。

ただし、期日後に納入があった場合は、その都度登録のこととする。（最終期日翌年 5 月末）

平成 16 年 11 月 06 日 改定

平成 17 年 11 月 19 日 改定

平成 19 年 12 月 01 日 改定

平成 26 年 04 月 19 日 改定

平成 28 年 04 月 09 日 改定

令和 04 年 07 月 03 日 改定